

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2022(令和4)年度
4号(通算404号)
(令和4年7月29日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルプ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL:z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【全社協・施設協連絡会】「社会福祉法人・福祉施設としてウクライナ避難民等への積極的な支援を！」を发出 1
2. 【全社協・施設協連絡会】「社会福祉施設等における物価高騰への支援の拡充にかかる要望」を提出 2
3. 【厚労省】「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」を发出 2
4. 【厚労省】「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を发出 3
5. 【厚労省】「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の再周知及び調査について」を发出 4
6. 【厚労省】社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会(第16回)が開催される 4
7. 【内閣府】障害者政策委員会(第67回、第68回)が開催される 4

II. その他の関連情報

1. 【全社協】社会福祉法人・福祉施設等が行う子どもの食生活支援に係る緊急助成のご案内 5
 2. 【日本チャリティプレート協会】「2022年度 チャリティプレート助成金」のご案内 5
 3. 【国土交通省】「自動車事故被害者受入環境整備事業(自動車事故対策費補助金)」のご案内(第二次募集を開始:令和4年8月31日(水)まで) 6
 4. 【内閣府】令和4年度「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」の募集について 6
- 【書籍紹介】『虐待ゼロへの誓い～利用者の安心・安全を守る私たちのミッション～』(令和3年3月) 8

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【全社協・施設協連絡会】「社会福祉法人・福祉施設としてウクライナ避難民等への積極的な支援を！」を发出

全社協・社会福祉施設協議会連絡会(施設協連絡会:セルプ協、身障協、全救協、厚生協、障連協、高連協が構成団体。以下、施設協連絡会)では、令和4年6月28日、長期化・深刻化するウクライナ情勢を受け、「社会福祉法人・福祉施設としてウクライナ避難民等への積極的な支援を！」を发出しました。

地域共生社会をめざす社会福祉法人・福祉施設として、ウクライナから避難された方がたを受け入れ、互いに連携・協力して生活を支えることは重要な使命と考えます。また、アジアやアフリカからの難民等を含む外国人の方々の幅広い生活課題にも積極的に対応することが必要です。

本会会員施設においても、ウクライナ避難民等への積極的な支援をお願いするとともに、全社協・施設協連絡会で適宜実施する支援策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

要望書の詳細は下記、全社協ホームページをご確認ください。

【全社協 HP】 <https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/teigen/shakyo/20220628.pdf>

2. 【全社協・施設協連絡会】「社会福祉施設等における物価高騰への支援の拡充にかかる要望」を提出

施設協連絡会では、令和4年6月30日に、後藤茂之 厚生労働大臣、衛藤晟一 社会福祉推進議員連盟会長宛に、「社会福祉施設等における物価高騰への支援の拡充にかかる要望」を提出しました。

本要望書では、今般、高齢者、障害者、子ども・子育て、社会的養護、生活困窮者支援などすべての施設種別において水道光熱費や燃料費等の負担が大半の施設で上昇していることから、次の3点について要望しています。

①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援の確実な実施。②影響の長期化を見据えた財政支援の継続と拡充。③次期の報酬・公定価格・措置費等の改定等への適切な反映。

要望書の詳細は下記、全社協ホームページをご確認ください。

なお、はたらきかけは、5. に記載の「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の再周知及び調査について」発出につながりました。

【全社協 HP】 <https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/teigen/shakyo/20220630.pdf>

3. 【厚労省】「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」を発出

厚生労働省は7月22日、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（第33回、7月22日）でまとめた方針をもとに、同日付で予防接種の実施に係る通知を改正しました。そして、通知改正を知らせる事務連絡「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」（令和4年7月22日付、健康局予防接種担当参事官室）を都道府県・市町村・特別区の衛生主管部（局）宛に発出しました。事務連絡は4回目接種の対象拡大範囲等を伝えています。全社協・社会福祉施設協議会連絡会は7月7日付で、福祉従事者に対するワクチンの4回目接種を要望しました。

【事務連絡が伝える対象拡大の範囲】

- ①改正通知が18歳以上60歳未満の「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」を4回目ワクチン接種の対象者と規定したこと
- ②分科会の議論を踏まえ、具体的には重症化リスクが高い多くの方がたに対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者

また、事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の対象拡大について」（令和4年7月29日付、障害保健福祉部障害福祉課）を都道府県・指定都市・中核市の障害保健福祉主管部（局）宛に発出し、4回目接種対象者の拡大に関する全国自治体向け速報 Q&A Ver. 5（7月28日時点）を示しています。

【全国自治体向け速報 Q&A Ver. 5 の主な内容】

- ①「高齢者施設等の従事者」には、障害者総合支援法による障害者支援施設等（障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）、福祉ホーム）であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。
- ②高齢者はいないが重症化リスクの高い障害者が多くいる施設の従事者や、通所系や訪問系の障害福祉サービスの従事者も対象に含まれる。

7月22日付事務連絡、7月29日付事務連絡は添付ファイルを、7月7日付要望は下記 URL よりご覧ください。

【全社協 HP】 <https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/teigen/covid-19/20220707vaccine.pdf>

4. 【厚労省】「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を发出

厚生労働省は、7月22日、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を、都道府県・指定都市、中核市宛に发出しました。

本文書では令和4年10月以降、福祉・介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を講じるため創設された、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、以下の内容がまとめられているとともに、事務処理手順および様式例が示されています。

1. 基本的考え方
2. 処遇改善加算及びベースアップ等加算において対象となる職種
3. 処遇改善加算等の仕組みと賃金改善の実施等
4. 計画書の作成
5. 実績報告書等の作成
6. 届出内容を証明する資料の保管及び提示
7. 都道府県知事等への届出
8. 令和4年度当初の特例
9. 都道府県知事等への変更等の届出
10. 処遇改善加算等の停止
11. 処遇改善加算等の取得要件の周知・確認等について
12. その他

「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」の加算率は、「居宅介護」「重度訪問介護」で4.5%、「生活介護」で1.1%、「施設入所支援」で2.8%、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」で1.3%とされています。

5. 【厚労省】「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の再周知及び調査について」を发出

厚生労働省は、7月28日に「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の再周知及び調査について」を、都道府県、市区町村障害保健福祉主管部（局）宛に发出しました。

本事務連絡では、各自治体が利用者や事業者の負担の軽減に向けて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を積極的に活用することを依頼する内容となっています。

これは、以下障害福祉関係団体による要望活動を受けての対応であることが明記されています。

< 要望団体 >

- ・知的障害者福祉協会
- ・障害関係団体連絡協議会
- ・全国社会就労センター協議会
- ・全国身体障害者施設協議会
- ・日本義肢協会

また、同日、保護施設等への支援に関する同内容の事務連絡も发出されました。

なお、関連する社会福祉施設等における物価高騰への支援の拡充にかかる要望（6月30日付、全社協・社会福祉施設協議会連絡会）は本号2.のとおりです。事務連絡は添付ファイルをご覧ください。

6. 【厚労省】社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第16回）が開催される

社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会（部会長：菊池馨実 早稲田大学法学学術院教授）は、第16回（7月8日）部会を開催しました。

本部会では、平成30年の生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正の施行後5年の見直しの検討規定を踏まえ、議論が進められています。

第16回部会では、「就労支援のあり方」「家計改善支援等のあり方」「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携のあり方」について議論が行われました。そのほか、令和4年3月に取りまとめられた「今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究」をもとに、生活保護における家庭訪問の取り扱いの具体案が示されました。

当日の資料は、下記、厚生労働省ホームページをご確認ください。

【厚生労働省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_443308.html

7. 【内閣府】障害者政策委員会（第67回、第68回）が開催される

障害者政策委員会（委員長：石川 准 静岡県立大学国際関係学部教授）は、第67回（7月4日）委員会、第68回（7月7日）委員会を開催しました。

同委員会では、令和5年度からの「障害者基本計画（第5次）」の策定に向け、議論が進められています。

第 67 回、第 68 回では、「障害者基本計画（第 5 次）」の第 4 ～11 部分にかかる「各論本文案」および「関連成果目標案」等が示され、意見交換が行われました。

当日の資料は、下記、内閣府ホームページを確認ください。

【内閣府 HP】 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_68/index.html

II. その他の関連情報

1. 【全社協】社会福祉法人・福祉施設等が行う子どもの食生活支援に係る緊急助成のご案内 (第二次募集：令和 4 年 8 月 22 日（月）17 時まで)

全社協では、令和 4 年 6 月 27 日付で令和 4 年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」における「中間支援法人」として、新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮する世帯の子ども等への食生活支援を行う活動団体に対する緊急的な助成事業を実施することになりました。

本助成事業では、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を実施する市区町村社協や社会福祉法人・福祉施設、NPO 法人、ボランティア団体等を対象に、主に食糧費等の費用（上限 30 万円）の助成を行うこととしています。

詳細は下記、全社協地域福祉部ホームページをご参照ください。

【全社協地域福祉部】 <https://www.zcwvc.net/member/news/2022/06/28/4054/>

2. 【日本チャリティプレート協会】「2022 年度チャリティプレート助成金」のご案内

特定非営利活動法人 日本チャリティプレート協会では、「2022 年度 チャリティプレート助成金」の助成事業を行っています。

本助成金では、障害者が通う小規模作業所、アクティビティ・センター（自立生活センター、グループホーム）などで、特に緊急性が明確である団体を対象に、設備・備品・車両の助成を行っています。

詳細は、下記および日本チャリティプレート協会ホームページをご覧ください。

「2022 年度 チャリティプレート助成金」募集概要

(1) 応募資格

- ・社会福祉法人および財団法人は特別の理由がない限り対象としない。
- ・助成年度の前年の 4 月 1 日までに設立され、すでに活動を開始していること。
- ・年間総予算額が 2,000 万円をこえないこと。
- ・事業収入が 800 万円をこえないこと。
- ・公費助成のうち、運営費助成(対利用者)額が年間予算総額の 75%をこえないこと。

(2) 募集締切

令和 4 年 9 月 30 日(金)必着

(3) 申請方法

郵送(応募書類の請求方法については日本チャリティプレート協会にお問い合わせください)

【応募書類の請求・お問い合わせ先】

特定非営利活動法人 日本チャリティプレート協会 担当:諏訪

TEL:03-3381-4071 FAX:03-3381-2289 メールアドレス:info@jcpa.net

【日本チャリティプレート協会 HP】 http://www.jcpa.net/jcpa/?page_id=13

**3. 【国土交通省】「自動車事故被害者受入環境整備事業(自動車事故対策費補助金)」
のご案内(第二次募集を開始:令和4年8月31日(水)まで)**

国土交通省は、自動車事故による重度後遺障害者が入所している障害者支援施設、グループホームに対し、補助事業を実施します。本事業は、重度後遺障害者の介助者がさまざまな理由により介護することが困難となる場合(介護者なき後)に備え、重度後遺障害者の受け入れ環境を整備することを目的としています。

補助事業の概要

(1)補助対象施設 ①障害者支援施設 ②グループホーム

(2)補助対象経費

【開設(増設)初年度】①人材雇用費、②新規施設支援費、③求人情報発信費、④研修等経費

【開設次年度以降】①賃金改善費、②入所施設支援費、③求人情報発信費、④研修等経費

(3)限度額 【開設(増設)初年度】:1施設 1,500 万円 【開設次年度以降】:1施設 1,000 万円

(4)募集期間 令和4年7月22日(金)~8月31日(水)

(5)事業実施期間 採択日~令和5年3月31日(金)

募集の詳細は、下記の国土交通省ホームページをご確認ください。

【国土交通省 HP】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000101.html

4. 【内閣府】令和4年度「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」の募集について

内閣府は、障害者基本法に基づく「障害者週間」(毎年12月3日~9日)の取り組みのひとつとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集しています。障害の有無に関わらず、人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることができる「共生社会」を実現するため、身近な体験や思いを作文や絵にしてご応募ください。なお、本件に関するご応募・お問合せについては、各都道府県・指定都市に担当窓口が設置されています。

心の輪を広げる体験作文

障害者週間のポスター

<p><u>○募集テーマ</u> 出会い、ふれあい、心の輪 —障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよう—</p> <p><u>○応募資格</u> 小学生以上</p> <p><u>○応募方法</u> ①応募区分は「小学生区分」「中学生区分」「高校生区分」「一般区分」のいずれかとし、未発表の作品1編のみ</p> <p>②作品の内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする</p> <p>③作文用紙は400字詰原稿用紙を使用し、「小学生区分」「中学生区分」は2～4枚程度、「高校生区分」「一般区分」は4～6枚程度とする</p> <p>④パソコン等の電子機器による作成も可とする</p> <p>⑤第三者が知的財産権を有する著作物を使用しない</p> <p>⑥応募作品には題名等参考となる事項を記入した用紙を添付する</p>	<p><u>○募集テーマ</u> 障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現</p> <p><u>○応募資格</u> 小学生および中学生</p> <p><u>○応募方法</u> ①応募は「小学生区分」「中学生区分」のいずれかとし、未発表の作品1点のみ</p> <p>②作品の内容は、障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人とない人の相互理解・交流等を表現したものとする</p> <p>③ポスターの規格はB3版または四つ切りの用紙を使用し、作品は縦長のみとする</p> <p>④第三者が知的財産権を有する著作物を使用しない</p> <p>⑤応募作品には題名等参考となる事項を記入した用紙を添付する</p>
--	--

募集に関する情報は、下記の内閣府のホームページまたは、各都道府県・指定都市の担当窓口にご確認ください。

【内閣府 HP】 https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/boshu_r04.html

* 以下では全社協の出版物をご紹介します *

【冊子紹介】『虐待ゼロへの誓い～利用者の安心・安全を守る私たちのミッション～』
(令和3年3月)

- 全国身体障害者施設協議会（全国身障協） 発行
- A5判・33頁
- 定価：1部100円（税込）（ご注文は5部から/添付の様式によりお申し込みください）
- 送料：無料

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、各事業所単位での、虐待防止委員会の設置や従業員への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置が義務化され、障害者虐待防止のさらなる推進に向けた取り組みが必要とされています。

本書は、厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引」をもとに全国身障協が令和3年に作成したものです。手引の内容を厳選し、障害福祉に関わるすべての職員が常に手元におき、すぐに確認できる一冊となることをめざして執筆されたもので、障害の種別を問わず、虐待を防いでいくために必要な視点と実践につなげるための工夫が示されています。

はじめに

I 障害者虐待の定義と該当例

- 《1》「障害者虐待」とは？
- 《2》障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

II 「虐待ゼロ」への体制づくり

- 《1》通報義務(相談)
 - 《2》虐待防止委員会 等
 - 《3》虐待防止の取り組み事例
 - 《4》身体拘束と座位保持装置
 - 《5》行動障害の理解と身体拘束
 - 《6》環境整備・前向きに取り組むために
 - 《7》権利擁護・虐待防止のために必要なスキル
- チェックリスト(権利擁護・差別解消・虐待防止)



(全社協高年・障害福祉部)